

『唐会要』の靺鞨・渤海の項目について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古畠, 徳, Furuhat, Toru メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000198

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



『唐会要』の靺鞨・渤海の項目について

古 畑 徹

目 次

- 一、はじめに
- 二、『唐会要』のテキスト問題について
- 三、『唐会要』卷九六〈靺鞨〉〈渤海〉の諸テキスト間の異同
- 四、『唐会要』卷九六〈靺鞨〉の復元
- 五、おわりに

文献史料の少ない渤海史研究において、王溥『唐会要』卷九六所載の〈靺鞨〉と〈渤海〉の項目は（以下、民族名・国名としての靺鞨・渤海

と区別するために、項目名としての靺鞨・渤海には「」を付す）、その史料的性格から極めて重要な位置にある。つまり、王溥『唐会要』一〇〇巻は、北宋初の建隆二（九六二）年に成立したとはいえ、唐の高祖から徳宗までの九代を記した蘇冕『会要』四〇巻（八〇三年成立）及びそれを増補して徳宗から宣宗大中六（八五二）年までを記した崔鉉らの『統会要』四〇巻（八五三年成立）を合わせ、大中七（八五三）年以降の記事を増補して作られたという成立事情を有する。⁽¹⁾近年、この成立事情を念頭に『唐会要』の書誌的研究をされた中国の鄭明氏は、実例をもつて王溥『唐会要』が前身の『会要』『統会要』の内容・文章をほとんど改変せずほぼそのままに掲載していることを明らかにされた。⁽²⁾この鄭明氏の研究に従うならば、王溥『唐会要』卷九六の〈靺鞨〉〈渤海〉の記事は、天宝（七四二～五六）末及び元和一一（八一六）年を年次明記の最後とするので、『会要』や『統会要』の記事をそのまま掲載したものと考えられる。つまり、渤海が存在した時期に書かれた同時代史料そのものなのであり、当時の唐側の渤海認識を示す貴重な史料だということができるのである。

ところが、筆者が既に指摘したことであるが、王溥『唐会要』にはテキスト上の問題があり、特に卷九六の〈靺鞨〉〈渤海〉の項目は、通行本と抄本系とで大きく異なる。⁽³⁾つまり、通行本では〈靺鞨〉〈渤海〉と二項目になっているが、抄本系では目録・本文とも〈渤海〉の項目が無く、その記事は〈靺鞨〉の項目の中に含まれており、かつその記事配列が通行本と異なるのである。『唐会要』の〈靺鞨〉〈渤海〉を利用するた

めには、このテキスト問題を解決しておく必要があることはいうまでもない。

筆者は、かつてこの問題に関する簡単な報告をしたことがあるが、その時点では通行本と抄本系との関係をそれまでの研究に基づいて推定し、抄本系『唐会要』の〈靺鞨〉の項目を転載したところ⁽⁴⁾。しかし、

その後筆者は、『唐会要』の原形復元に関する研究を進展させていく過程で、通行本の成立に関する見解を修正することとなり、また復元作業もテキスト上最も問題である卷九六〈靺鞨〉〈渤海〉から手を付けることとした。本稿は、かつての報告を修正し、復元作業の成果を公表しようとするものである。

本稿は次のような構成で議論を開く。まず議論の前提として『唐会要』のテキスト問題について現時点の成果を確認し、それをうけて通行本及び抄本系の卷九六〈靺鞨〉〈渤海〉の項について、両テキスト系統間の異同及びそれぞれの系統内の諸テキスト間の異同を明記しながら全文を記載する。ついで両テキスト系統間の異同を他史料との比較も行いながら考証して、項目立てや文章の原形を推定・復元し、その上でこれによつて明らかとなる諸問題に言及することとする。

二、『唐会要』のテキスト問題について

まずは、『唐会要』の通行本及び抄本系の諸テキストについて、簡単な紹介を行いたい。

現在通行している『唐会要』のテキストは、武英殿聚珍版本（以下、殿版と呼ぶ）の系統の諸本で、諸々の殿版⁽⁷⁾及びこれを鉛印した国学基本

叢書本・叢書集成初編本・中華書局本・世界書局本などがある。また、殿版系の江蘇書局本を底本に、殿版・上海図書館所蔵抄本四種による校訂や『旧唐書』『冊府元龜』『通典』との対校を行つて成立した上海古籍出版社本（一九九一年刊。以下、上海古籍本と呼ぶ）もこの系統に含まれる。

一方、現在その存在が確認できる旧抄本は東京・台北・北京・上海を含む十種ある。つまり、東京・静嘉堂文庫所蔵の清康熙抄本（以下、静嘉堂抄本と呼ぶ）、台北・国立中央図書館所蔵の康熙抄本とそれより古い明もしくは清康熙以前抄本（以下、台北A・B抄本と呼ぶ）、北京図書館所蔵の明抄本と見られる殘本・清順治抄本及び清乾隆以降抄本（以下、北京a・b・c抄本と呼ぶ）、上海図書館所蔵の康熙抄本・乾隆抄本・乾隆もしくは嘉慶抄本、年代不明の殘本（以下、上海甲・乙・丙・丁抄本と呼ぶ）である。これら抄本は、系統を追究する資料が入手できない北京a抄本以外、後述するように全て南宋高宗期（一一二七）六二）抄本を原本とする同一の系統と推定され、特に静嘉堂抄本と台北A・B抄本は台北B抄本から静嘉堂抄本・台北A抄本が派生するという直接的な系統関係にある。なお、これら抄本のうち、筆者が実見しかつて複写を所持するのは静嘉堂抄本と台北A・B抄本の三種であり、次章以下で行うテキストクリティックではこの三種しか使用していない。

この他に四庫全書本（以下、四庫本と呼ぶ）が存在するが、これは台北A抄本を底本に、四庫全書館で「別本」と呼ばれる別系統のテキストとの校訂・補入が行われて、乾隆四六（一七八一）年に成立したものである。通常、武英殿聚珍版叢書は四庫全書を原本として刊行するが、

『唐会要』の場合は四庫本を殿版と比較すると明らかに別系統のテキストであり、底本となつた台北A抄本と比較するとかなりそのままに転写していることがわかる。そのため、四庫本は抄本系の一バージョンとして本稿では扱うこととする。

以下、この通行本と抄本系諸本との関係を、『唐会要』のテキストについての研究史を追いつつ確認したい。

『唐会要』にテキスト問題があることを最初に論じたのは、平岡武夫氏である⁽⁹⁾。平岡氏は、通行本である殿版系統の諸本は誤りが多く、その利用に当たつては静嘉堂抄本や諸書に引用された『唐会要』の記事を参照することが必要であることを、初めて指摘したのである。その後、島田正郎氏によって台北・国立中央図書館所蔵の旧抄本二種が紹介され、そのうちの台北A抄本が四庫本の底本となつた汪啓淑家蔵本そのものであることが明らかにされた⁽¹¹⁾。さらに島田氏は、殿版を四庫本と同じものと見なした上で、四庫本と台北A抄本とを対校し、四庫本が四庫全書館で唐代諸史料との綿密な対校作業によつて成立したとの見解を示された。この島田氏の見解を覆して『唐会要』のテキストに対する通念を大きく変えたのが、一九八九年に筆者が発表した「唐会要の諸テキストについて」である⁽¹²⁾。これは殿版、四庫本、静嘉堂抄本、台北A抄本、台北B抄本の五種のテキストを比較し、これらテキストがそれぞれ先述したようなテキストであることを明らかにした。ここで重要なのは、殿版と四庫本が全く別系統のテキストであることを明らかにした点である。先述のように、武英殿聚珍版叢書は四庫全書を原本として刊行するのが通例だが、『唐会要』の場合はこれと異なつていて、殿版は一名を『御定重

刻唐会要』といい、清初にその存在が確認できる刻本を底本に、四庫本や『冊府元龜』等の唐代史料を使って校訂・補入が行われて成立したテキストであると推定したのである。ただし、この殿版成立時の校訂に問題があることも、この論文では具体例を挙げて明らかにしており、平岡氏の指摘の重要性が再確認されることとなつた⁽¹³⁾。

その後、筆者の『唐会要』研究は、平岡氏が参考すべきことを指摘した諸書所引の『唐会要』記事の収集・整理へと向かい、その成果の一部は広く利用できるよう形で公表した⁽¹⁴⁾。また、このテキスト研究の成果を筆者はいくつかの史実考証に利用した。朝鮮史に直接関係するものを一例として挙げるならば、唐の初代安東都督が高徳武ではなく高仇須であることを『唐会要』卷七三・安東都督府の項のテキストクリティックから明らかにし、日野開三郎氏の主張された遼東の小高句麗國の存在を否定する有力な証拠として提示したことがある⁽¹⁵⁾。

筆者の『唐会要』のテキスト研究が発表されたのと同じ頃、中国でも二つの重要な研究が出された。一九八九年に発表された鄭明氏の「〈唐会要〉初探」⁽¹⁶⁾と一九九一年刊行の『唐会要』上海古籍本の「前言」(以下、「前言」と呼ぶ)である。鄭明氏は、先述した王溥『唐会要』とその前身の蘇冕『会要』・崔鉉ら『統会要』との関係や、注文の性格とその史料的価値などを明らかにするとともに、北京図書館所蔵旧抄本三種と上海図書館所蔵旧抄本三種(上海甲・乙・丙抄本)の詳細な紹介をされた。先掲のこれら抄本の説明は鄭明氏によつて明らかにされた事柄であり、北京図書館所蔵抄本の呼称も鄭明氏に依つている。一方、「前言」は上海図書館所蔵旧抄本四種を紹介し、これらがすべて同一系統のテキ

ストであることを明らかにするとともに、宋代における『唐会要』の流传に言及し、宋代に刻本が存在したこと及び宋代に既にいくつかの異本が存在したことを明らかにした。特に宋代に刻本が存在することを記した文彦博「五代会要刻本題跋」の記述の発見は、『唐会要』の流传についての通念を大きく変える重要なものである。なお、先掲の上海図書館所蔵抄本の呼称は「前言」に依つている。

こうした中国の研究を受けて、改めて『唐会要』のテキスト系統やその価値の問題を考察したのが、筆者の「『唐会要』の流傳に関する一考察」である。⁽¹⁷⁾ そこでは先掲拙稿に修正を加え、殿版が底本とした刻本を、「前言」によつて明らかとなつた宋刻本と推定した。ただし、殿版のみにあるオリジナル記事の状況から考へると、この宋刻本は記事を抄録した節本と考えられ、そのためには四庫本や他史料による校訂・増補がなされて殿版ができあがつたと推定した。そして、それ故にこの宋刻本は真の意味での殿版の底本とは言い難く、「殿版の底本と位置づけられる刻本」と表現するのが最も妥当だとした。また、抄本系の諸テキストを中国の研究を紹介しつつ考察し、先述のように北京 a 抄本以外は同一系統の抄本であり、その避諱からその原本は南宋高宗期抄本であることも明らかにした。さらに、諸書所引の『唐会要』記事を検討し、『玉海』『永樂大典』が引用している『唐会要』も抄本系諸本と同一系統の南宋高宗期抄本であると推定した。なお、この拙稿の最後に、そこで推定した『唐会要』の流傳過程を図示したが、本稿における『唐会要』のテキスト問題理解の補助にもなるので、ここに図 1 として転載しておく。

この拙稿以前は、抄本系の importance や諸書所引の『唐会要』記事の重要

性が次々と明らかになり、それらのみにあるオリジナル記事は『唐会要』通行本の逸文と見なし得るようになった一方で、殿版など通行本のみにあるオリジナル記事は、抄本に欠落している項などの一部記事を除き、殿版の校訂者による他史料からの増補や史料操作で、王溥が編纂した當時の『唐会要』の原本にあつた記事とはいえない可能性が高かつた。しかし、この拙稿によつて、通行本には宋刻本の形跡があり、通行本のオリジナル記事も、他史料による大幅な校訂・補入が行われたために慎重な検討を経なければならないとはい、原本にはなかつた史料操作等による記事などは安易にいえないことが明らかとなつたのである。

以上が、『唐会要』のテキスト問題についての現時点での理解である。これを前提として、次章以降で、『唐会要』卷九六〈靺鞨〉〈渤海〉の異なるテキスト系統間及び同一系統諸本間の異同問題や原形復元を検討したいと思う。

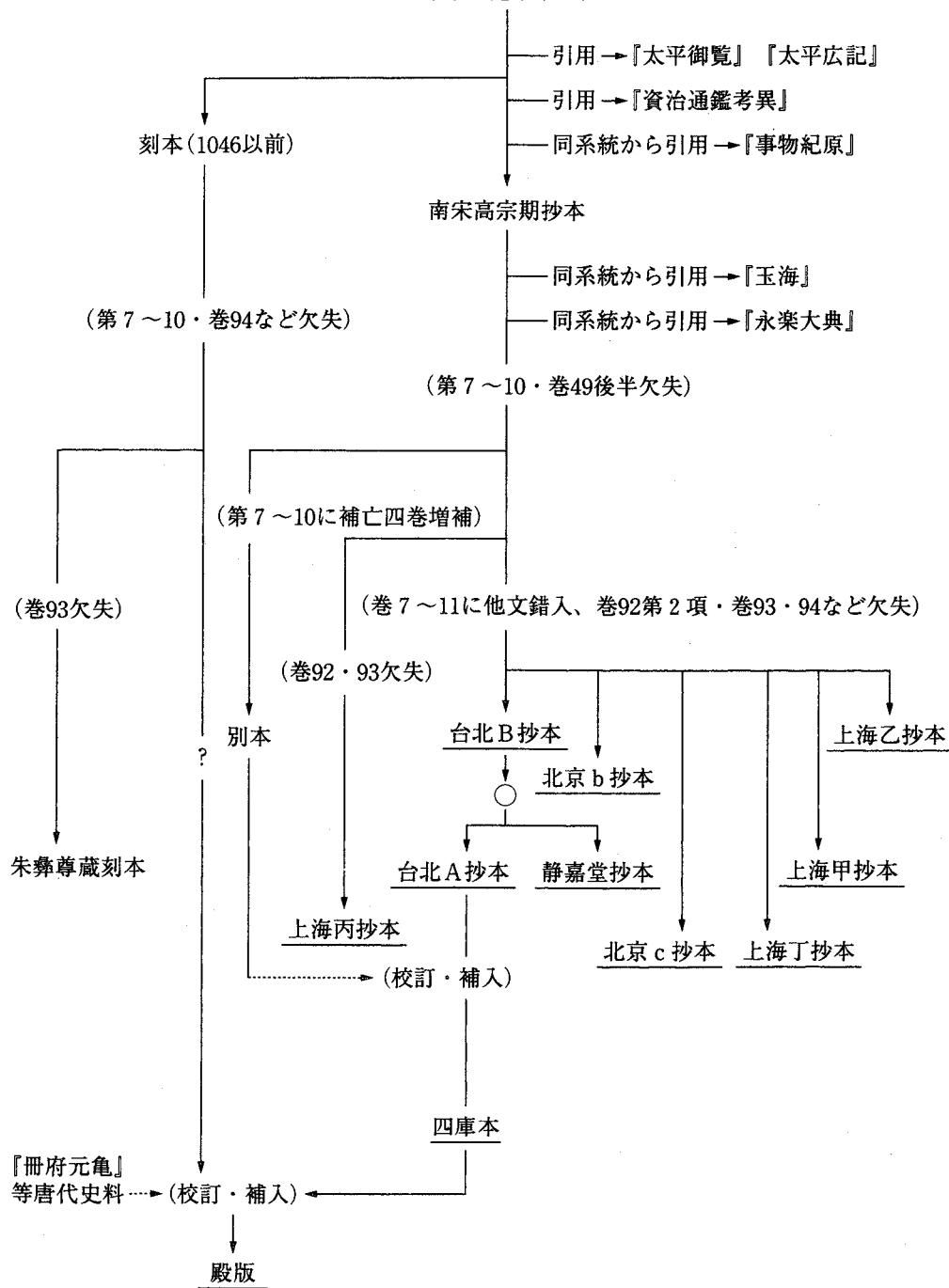
三、『唐会要』卷九六〈靺鞨〉〈渤海〉の 諸テキスト間の異同

『唐会要』卷九六〈靺鞨〉〈渤海〉のテキスト系統間の異同を確認するためには、まず通行本と抄本系のそれぞれの記述を全文記載する必要がある。ただし、前節で見たようにそれぞれに各種テキストが存在しておらず、比較に当たつては、それぞれの系統を代表するテキストの選定をしなければならない。また、その記載に当たつて、それ以外の諸テキストとの異同を明らかにすることも必要である。

そこで通行本からこれらの問題の検討を行うと、この系統を代表する

図1 註6拙稿で推定した『唐会要』の流傳（現存するテキストはアンダーライン）

原本＝完本(961)



テキストとしては静嘉堂文庫所蔵の内聚珍版⁽¹⁹⁾が妥当である。内聚珍版は武英殿聚珍版叢書の原印本で、一三八種あり、乾隆三八（一七七三）

年から嘉慶年刊にかけて刊行された。内聚珍版『唐会要』は嘉慶帝の諱頤琰を避けており、嘉慶年刊の刊行である。⁽²⁰⁾これがその後の殿版等通行本の原本となつていくので、これを通行本の代表とした。

通行本のその他のテキストとの異同については、世界書局本及び上海古籍出版社本との異同を記載した。殿版を鉛印した国学基本叢書本・叢書集成初編本・中華書局本・世界書局本はほとんど同一のテキストといつてよく、管見の限り、卷九六〈靺鞨〉〈渤海〉において文字等の異同はない。そこで、ここでは筆者が日頃使用している世界書局本によつてこれらを代表させることとした。一方上海古籍本は、前節で紹介したように新たな校訂が行われており、卷九六〈渤海〉にも校勘記が存在するので、これを含めて異同を記載することとした。

次に抄本系だが、代表するテキストとしては台北B抄本を選んだ。前節でも述べたように筆者の手元にある抄本系のテキストは、静嘉堂抄本、台北A・B抄本、四庫本の四種であるが、このうち最も古く、かつこれら抄本の原本となつたと見られるのが台北B抄本だからである。異同の記載に当たつては、この三種との異同の他に、上海古籍本の校勘記でわかる上海図書館所蔵抄本との異同や、他史料所引の『唐会要』記事との異同も記載することとした。

なお、『玉海』卷一五三・朝貢・外夷來朝内附の唐靺鞨入朝の項に、『唐会要』〈靺鞨〉からの引用がある⁽²²⁾。ただし、これは『資治通鑑』の引用文に付された繁年のみの注記記事であり、通行本・抄本系との異同

もので、ここに掲載する必要はないと判断した。

それでは〈靺鞨〉〈渤海〉の記載方法に移りたい。

まず本文の記載方法だが、段落分けはそれぞれのテキストどおりとした。しかし、行数や一行の字数は句読点や記号の関係もあつてテキストどおりとはしていらない。参考のために行数・字数を示すならば、内聚珍版は九行二一字で、問題の項目は卷九六の九葉表九行目から始まり一二葉裏一行目までである。台北B抄本は一二行二字で、問題の項目は九葉表二行目から始まり一一葉表六行目までである。また、字体についてはできる限りテキストに従つたが、抄本系の特殊な異体字は通行本で使用した字体に改めている⁽²⁴⁾。

通行本と抄本系の記事異同の記載に関しては、記事順が違うため、それがわかるように異同のある記事の固まり及び段落の冒頭に丸数字を付した。丸数字は通行本の記事順に振ることとした。また段落内に複数の異同記事の固まりがある場合は、斜線／を丸数字の前に付して誤解の無いようにした。

次に文字等の異同だが、まず通行本と抄本系との間で文字等の異同がある場合は、その該当箇所の右肩に大文字のローマ字を付し、当該箇所の右に二重傍線//を付した。ローマ字の順序は通行本での登場順とした。通行本・抄本系それぞれのテキスト間の文字等の異同については、当該箇所の左肩に小文字のローマ字を付し（ローマ字が不足した場合はカタカナのアイウエオで続ける）、当該箇所の左に傍線／を付した。

以上の決まりに従つて、以下に通行本と抄本系の卷九六〈靺鞨〉〈渤

海〉を、それぞれ本文、異同の順に記載する。なお、通行本と抄本系との異同については、詳細な議論が必要なので、章を改めて論じる。

通行本（内聚珍版本）

【本文】

① 靺鞨

② 靺鞨者、蓋肅慎之地也。後魏謂之勿吉、凡有數十部落、各有酋長、而黑水靺鞨最處北方、尤稱勁捷、性兇悍、無憂戚、無文字。其畜宜猪、食其肉而衣其皮。

③ 武德二年、其部酋長突地稽遣使朝貢、以其部置燕州。／④初、突地稽朝煬帝於江都、屬化及之亂、間行歸柳城、至是通使、／⑤拜突地稽爲總管。／⑥貞觀初、高開道引突厥來攻幽州、突地稽力戰有功、拜左衛將軍、賜姓李氏、封耆國公。尋卒。子謹行、武力絕人、麟德中、累遷營州都督。右領軍大將軍、爲積石道經畧大使。上元三年、大破吐蕃衆數萬於青海之上、降璽書勞、仍賜燕國公。永淳元年卒、贈幽州都督、陪葬乾陵。

⑨ 渤海

⑩ 渤海靺鞨、本高麗別種、後徙居營州。其王姓大氏、名祚榮。／

⑪ 先天中、封渤海郡王。／⑫ 子武藝。

⑬ 貞元八年閏十二月、渤海押靺鞨使楊吉福等三十五人來朝貢。十年二月、以來朝渤海王子大清允爲右衛將軍同正、其下拜官三十餘人。十一年十二月、以靺鞨都督密阿古等二十二人、並拜中郎將、放還蕃。至十四年三月、加渤海郡王、兼驍衛大將軍。忽汗州都督大嵩璘爲銀青光祿大夫、檢校司空、冊爲渤海郡王、依前忽汗

于黑水靺鞨內置黑水軍、續更以最大部落爲黑水府、仍以其首領爲都督、諸部刺史隸屬焉。中國置長史、就其部落監領之。十六年、

其都督賜姓李氏、賜名獻誠、授獻誠雲麾將軍、兼黑水經略使、仍以幽州都督爲其押使、自此朝貢不絕。舊說黑水西北有思慕靺鞨、正北微東十日程、有郡利靺鞨、東北十日程、有窟說靺鞨、亦謂之屈說、東南十日程、有莫鬼皆靺鞨。今黑水靺鞨界、南與渤海國顯德府、北至小海、東至大海、西至室韋、南北約二千里、東西約一千里、其國少馬、國人能步戰、土多炤鼠、皮尾骨咄角、白兔、白鷹等。初、○上謂侍臣曰、靺鞨遠來、蓋突厥服之所致也。昔周宣之時、獵狁孔熾、出兵驅逐、比之蚊蚋、議者以爲中策。漢武帝北事匈奴、中國虛竭、議者以爲下策。秦始皇北築長城、人神怨憤、議者以爲無策。然則自古以來、其無上策乎。朕承隋之弊、而四夷歸伏、無爲而治、得非上策乎。禮部侍郎李百藥進曰、陛下以武功定四海、以文德綏萬物、至道所感、格於天地、斯蓋二儀降福、以祚聖人、豈與周漢失策、較其長短哉。太宗大悅。其拂涅、鐵利等諸部落、自國初至天寶末、亦嘗朝貢、或隨渤海使而來。唯郡利、莫鬼皆三兩部未至。及渤海浸強、黑水亦爲其所屬。

州都督。初、嵩璘父欽茂、以開元二十六年襲其父武藝忽汗州都督。

渤海郡王・左金吾大將軍。天寶中、累加特進・太子詹事。寶應元

年、進封欽茂爲渤海郡王。大歷中、又累拜司空・太尉。及嵩璘

嗣位、但受其郡王・將軍。嵩璘遣使叙理、故加冊命焉。至元和元

年、以渤海郡王大嵩璘男元璫爲銀青光祿大夫・檢校秘書監。忽汗州都督、依前渤海國王。七年十二月、遣使朝貢。八年又遣使朝貢。十年二月、黑水酋長十一人朝貢、十一年三月、渤海靺鞨遣使朝貢、賜其使二十人官告。

【異同】

a 郡 世界書局本も「郡」とするが、上海古籍本は次の校勘記を付して、「國」に改める。

渤海國王 「國」原作「郡」、據甲乙丙三抄本・舊唐書卷一九

九下北狄傳、並參考新唐書卷二一九同傳改。下同。

この校勘に従つて「國」に改めるべきである。

b 歷 世界書局本も「歴」とするが、上海古籍本は「曆」に作る。上海古籍本は全文にわたつて「大曆」を「大曆」に改めている。

抄本系（台北B抄本）

【本文】

① 鞑

② 鞑者、蓋肅慎之地也。後魏謂之勿吉、凡有數十部落、各有酋長、而黑水靺鞨最處北方、尤稱徑捷、性兇悍、無憂憚、無文字。

其畜宜猪、食其肉而衣其皮。／⑩渤海靺鞨、本高麗別種。後徙

居管州。其王姓大氏、名祚榮、／⑪子武藝。

⑥ 正觀十四年、黑水靺鞨遣使朝貢、以其地為黑水州。

③ 武德三年、其部酋長突地稽遣使朝貢、以其部置燕州、／⑤拜突

地稽為總管。正觀初、高開道引突厥來攻幽州、突地稽力戰有功、

拜左衛將軍、賜姓李氏、封耆國公。尋卒。子謹行武力絕人、麟德

中、累遷營州都督・右領軍大將軍、為積石道經畧大使。上元三年、

大破吐蕃衆數萬於青海之上、降靈書芳、仍賜燕國公。永淳元年、

卒。贈幽州都督、部葬金陵。／⑦自後或有酋長自來、或遣使朝

貢、每歲不絕。其白山部素附於高麗、因收平壤後、郡衆多入於

中國。泊咄・安居骨・室等部、亦因高麗破後、奔散微弱、今無聞焉。縱有遺人、並為渤海編戶。唯黑水部全盛、分為十六部落、

又以南北為柵。

⑧ 開元十三年、安東都護薛暉奏、請於黑水靺鞨內置黑水軍、續更

以最大部落為黑水府、仍以其首領為都督、諸部刺史隸屬焉、中國

置長史、就其部落監領之。十六年、其都督賜姓李氏、賜名獻誠、

授獻誠雲麾將軍、兼黑水經畧使、仍以幽州都督為其押使、自此朝

貢不絕。舊說黑西北有思慕靺鞨、正北微東十日程、有郡利靺鞨、東北十日程、有窟說靺鞨、亦謂之屈說、東南十日程、有莫

曳皆靺鞨、今黑水靺鞨界、南與渤海國德里府、北至小海、

東至大海、西至室韋、南北約二千里、東西約一千里、其國少馬、

國人能步戰、土多綈鼠・皮尾骨咄角・白兔・白鷹等。初、太宗謂侍臣曰、靺鞨遠來、蓋突厥朕之所致也。昔周宣之時、獵狁孔熾、

出兵驅逐、比之蚊蚋、議者以為中策。漢武帝北事匈奴、中國虛竭、議者以為下策。秦始皇北築長城、人神怨憤、議者以為無策。然則自古以來、其無上策乎。朕承隋之弊、而四夷歸伏、無為而治、得非上策乎。禮部侍郎李百藥進曰、陛下以武功定四海、以文德綏萬物、至道所感、格於天地、斯蓋二儀降福、以祚聖人、豈與周漢設策、較其短長哉。太宗大悅。其拂涅・鐵利等諸部落、自國初至天寶末、亦常朝貢、或隨渤海使而來。唯郡利・莫曳皆三兩部未至、及渤海浸強、黑水亦爲其所屬。

(13)_{eE} 正元八年閏十二月、渤海押韃_a使楊吉福等三十五人來朝貢。十一年二月、以來朝渤海王子大清_{wU}朝京師拜官三十餘人。十一年十二月、以韃_a都督密阿古等二十二人、並拜中郎將、_{xV}改還蕃。至十四年三月、加渤海郡王・兼驍衛大將軍・忽汗州都督大嵩璘為銀青光祿大夫・檢校司空、冊為渤海_w_z王、依前忽汗州都督。初、嵩璘父欽茂、以開元二十六年襲其父武藝忽汗州都督・渤海郡王・左金吾大將軍。天寶中、累加特進・太子詹事。寶應元年、進封欽茂為渤海_w國王。大曆中、又累拜司空・太尉。及嵩璘嗣位、但受其郡王・將軍。嵩璘遣使叙禮、故加冊命焉。至元和_y四年、以渤海_w國王大嵩璘男_z_u璫為銀青光祿大夫・檢校秘書監・忽汗州都督、依前渤海國王。七年十二月、遣使朝貢。八年又遣使朝貢。十年二月、黑水_w酋長十一人朝貢、十一年三月、渤海韃_a使遣使朝貢、賜其使二十人官告。

【異同】

a 羯・鞨 台北A抄本・靜嘉堂抄本は全て「羯」だが、四庫本は全て「鞨」を作る。台北B抄本に見られる表記の不統一を、台北A抄本・靜嘉堂抄本のもととなつた抄本が「羯」に統一し、ついで四庫本が、底本である台北A抄本の表記を、他史料の通常表記「靺鞨」に改めたものと見られる。台北B抄本の表記の不統一は、「請於黑水靺鞨」以前は全て「羯」、「思慕靺鞨」以降は全て「鞨」と表記しており、抄写途中で通常表記と異なることに気付いて変更したかのようない象を受ける。従つて本来は全て「羯」であつたと推測しておく。

b 酋 台北A抄本・靜嘉堂抄本も「酋」だが、四庫本は「豪」にする。四庫本の卷九六では、契丹の項の「酋長」「酋帥」が「豪長」「部長」に、室韋の項の「酋帥」が「豪帥」に、鐵勒の項の「酋長」が「豪長」に、薛延陀の項の「酋帥」が「豪帥」に、それぞれ改められている。これは異民族である清朝を憚つて「酋」の字を「豪」に改めたものと見られる。ただし、卷九六以外でもこのような書き換えが行われているか否かは、まだ確認しておらず、この書き換えが四庫本の編纂方針に関わるか否かは、現時点では確定できない。

c 懨 台北A抄本・靜嘉堂抄本・四庫本とも「戚」を作る。

d 管 台北A抄本・靜嘉堂抄本も「管」だが、四庫本は「營」を作る。渤海の成立事情から見て当然「營州」でなければならない。

e 正 台北A抄本・靜嘉堂抄本も「正」だが、四庫本は「貞」を作る。年号としては「貞觀」「貞元」が正しいが、「貞」は北宋の仁宗趙禎の兼諱なので、これら抄本のもととなつた南宋高宗期抄本がこれを避けて「正」としたのである。従つて抄本系としては「正」でよい

のだが、王溥が編纂した当時にはこの避諱は存在しておらず、成立当初は「貞」だったはずである。

f 上元三年 台北A抄本・静嘉堂抄本・四庫本はともに「」で改行する。文章構成上、ここで改行は不適切である。

g 於 台北A抄本・静嘉堂抄本・四庫本とも「于」を作る。

h 永淳元年 台北A抄本・静嘉堂抄本・四庫本はともにここで改行する。文章構成上、ここで改行は不適切である。

i 部 台北A抄本・静嘉堂抄本も「部」だが、四庫本は「陪」を作る。

j これは文意から見て「陪葬」が妥当であり、「旧唐書」卷一九九下・靺鞨伝や「新唐書」卷二一〇・李謹行伝なども「陪葬」としている。

j 泊 台北A抄本・静嘉堂抄本も「泊」だが、四庫本は「汨」を作る。

『旧唐書』卷一九九下・靺鞨伝、「新唐書」卷二一九・黒水靺鞨伝、『通典』卷一八六・辺防典二・靺鞨も「汨」を作り、四庫本はこれらの史料もしくは別本によつて改めたものと見られる。

k 渤 台北A抄本のみ「浮」を作る。ここに「渤」は台北B抄本・静嘉堂抄本は異体字「浡」に作つており、台北A抄本がこれを誤記したものと考えられる。また四庫本が「渤」に作るのは、「浮」を誤字と見なして訂正した結果と思われる。なお、「渤」の異体字「浡」は、四庫本以外の抄本系で使用され、⑧「開元十三年」の段落の前までは全て「浡」であり、それ以降は全て「渤」である。

l 唯 台北A抄本・静嘉堂抄本は「隹」、四庫本は「惟」を作る。抄写の過程で「唯」の口扁が脱落し、四庫本では文意から「惟」に訂正したものと考えられる。

m 奏 台北A抄本・静嘉堂抄本も「奏」だが、四庫本は「泰」を作る。

『旧唐書』卷一九九下・靺鞨伝や「新唐書」卷二一九・黒水靺鞨伝より「薛泰」が正しい。「奏」は字形の類似による誤記。

n 十 四庫本も「十」だが、台北A抄本・静嘉堂抄本は「其」を作る。

『旧唐書』卷一九九下・靺鞨伝や「新唐書」卷二一九・黒水靺鞨伝は「十六年」としており、「十」が妥当。四庫本は文意が合わないことにより「其」を誤記と見なし、別本もしくは上記史料によつて改めたものと見られる。

o 戎 台北A抄本のみ「戈」を作る。台北A抄本は他の箇所では「曳」に作つており、また「新唐書」卷二一九・黒水靺鞨伝も「莫曳皆」に作つてている。「戈」は字形の類似による誤記。

p 今 台北A抄本・静嘉堂抄本は「令」、四庫本は「在」を作る。抄写の過程で字形の似た「令」と誤記され、文意から四庫本では「在」に訂正されたものと考えられる。

q 與 四庫本のみ「近」を作る。文意による訂正と見られるが、「與」でも文意が通じないわけではない。

r 韋 四庫本も「韋」だが、台北A抄本・静嘉堂抄本は「常」を作る。文意から当然部族名「室韋」でなければならず、「常」は字形の類似による誤記。

s 突厥 四庫本のみ「突厥」の前に「因」を入れて、「因突厥朕之所致也」とする。「因」はもとのままでは文意がとれないために補つたものと考えられる。

t 無 台北A抄本のみ「无」を作る。

^u設 台北A抄本・静嘉堂抄本も「設」だが、四庫本は「失」を作る。

文意上は「失」の方がよいように見え、おそらくそのために四庫本は訂正したものと思われる。しかし、前文で周宣王・漢武帝の策を中策・下策とし、必ずしも失策と酷評するほどでもなく、また「設策」でも文意は通じるので、ここは「失」に訂正する必要はないものと思われる。

^v常 台北A抄本・静嘉堂抄本・四庫本とも「嘗」を作る。この違い

は、明の光宗（泰昌帝、在位一六二〇年）の諱が常洛であるために「常」を「嘗」に改める避諱が存在するので、これに関わる可能性がある。今後、具体的な事例を集めてみないと確定できないが、もしそうだとすれば、台北B抄本と台北A抄本・静嘉堂抄本の間に介在するテキストでこの書き換えが起こったことになり、台北B抄本が明抄本である証拠になる。この推測の当否はひとまず置き、ここでは「常」が「嘗」に書き改められたものと判断しておく。

^w朝京師拜官三十餘人 台北A抄本・静嘉堂抄本も同文だが、四庫本は「允為右武衛將軍同正」に作る。抄本系の「大清朝京師」には「清」の後に誤脱の可能性があるが、『旧唐書』卷一九九下・渤海靺鞨伝には

靺鞨伝には

（貞元）十年正月、以來朝王子大清允爲右衛將軍同正、其下三十餘人、拜官有差。

とあり、『冊府元龜』卷九七六・外臣部・褒異三にも

（貞元）十年二月壬戌、以來朝王子大清允爲右衛將軍同正、其下拜官三十餘人。

とある。この王子が「大清允」であることは間違いない。

^x改 台北A抄本・静嘉堂抄本も「改」だが、四庫本は「放」を作る。

文意からここは「放還蕃」でなければならない。

^y驍 静嘉堂抄本のみ「統」を作る。文意から「驍衛大將軍」でなければならず、静嘉堂抄本の誤記である。

^z王 台北A抄本のみ「三」を作る。文意から「國王」でなければならず、台北A抄本の誤記である。

^ア曆 台北A抄本・静嘉堂抄本も「曆」だが、四庫本は「歴」を作る。

イ受其 台北A抄本・静嘉堂抄本も「受其」だが、四庫本は「授以」を作る。文意による訂正と思われるが、「但受其郡王・將軍」でも

「受」を「授」に改めるだけで文意は通じるし、また「受」は「授」と通用する。このまま「受」として強いて改めない。ちなみに『旧

唐書』卷一九九下・渤海靺鞨伝は「但授其郡王・將軍而已」とする。

ウ兀 静嘉堂抄本も「兀」だが、台北A抄本・四庫本は「元」を作る。

他史料より「元瑜」であることは間違いない、「兀」は誤写である。

台北A抄本はそれに気付いて「元」に改めたものと思われる。

エ瑜 静嘉堂抄本のみ「瑜」を作る。ウで示したように「元瑜」であることは間違いないので、静嘉堂抄本の誤記である。

四、『唐会要』卷九六〈靺鞨〉の復元

この章では、通行本と抄本系との間の異同について、記事配列・文字の順に検討し、『唐会要』卷九六〈靺鞨〉〈渤海〉の原形を復元する。

まず、記事配列上の相違だが、通行本の①～⑬が、抄本系では①②⑩⑫⑥③⑤⑦⑧⑯となり、④「初、突地稽朝煬帝於江都、屬化及之亂、間行歸柳城、至是通使」、⑨の「渤海」という項目名、及び⑪「先天中、封渤海郡王」がない。「はじめに」で述べたように、抄本系は目録にも〈渤海〉の項目はなく、〈渤海〉という項目自体が立っていないのである。項目立ての問題は後に譲り、先に④と⑪が『唐会要』にもともとあつたオリジナル記事か否かという点から検討する。

④と同一の記事は、管見の限り、旧新『唐書』や『冊府元龜』等には存在しないが、『通典』卷一八六・辺防典二・靺鞨には次の記事がある。其渠帥度地稽率其部來降、居之柳城。遼東之役、度地稽率其徒以從、每有戰功。從帝幸江都、尋放歸柳城。

「度地稽」は突地稽の別表記で、彼が煬帝の江都行幸に従い、その後に柳城に戻ったことを記す。この時の江都行幸が煬帝が宇文化及に殺されることとなる最後の行幸であることは、それが「遼東之役」、つまり高句麗遠征後であることから明らかなので、これは④とほぼ同内容の記事といえる。しかし、突地稽の表記からして異なるように、文章表現は全く異なつており、殿版編纂時の校訂において『通典』を参考に④の文書を作成して『唐会要』原文に挿入したとは考えられない。つまり、④は殿版編纂時に底本とされた宋刻本にもともと存在した記事と見るべきで、抄本系は伝写の過程でこの記事を落としてしまったと考えるのが最も妥当であろう。

ただし、④が『唐会要』の本文かというと、そうではないように思われる。なぜなら、③から⑤につながつても何ら文章上に不自然な点はない

く、むしろ燕州を設置して突地稽をその総督にしたとなるので、この方が一連のつながつた文章になつてゐるからである。④は、記事内容から見ると遣使朝貢に付属した状況説明であり、本文に付記された原註と見なす方が適当であろう。そしてそれ故に抄本の伝写過程で脱落したと推測されるのである。なお、宋刻本は節本なので、宋刻本段階から本文になつていたのか、それとも殿版編纂時に原註から本文になつたのかは判断しかねる。

⑪も④と同様の推定をしてよいものと思われる。つまり、⑪と⑫はそれだけでもつながる記事なので本文、⑪は王である大祚榮についての説明なので註、と見なすことができるのであり、そして註故に抄本の伝写過程で脱落したと推測されるのである。

次に項目立ての問題に移る。これを考へるには、通行本と抄本系のそれぞれの文章構成を検討する必要がある。

通行本の①～⑬は一見整然としているようだが、〈渤海〉の項の本文である⑪～⑬のつながりには不自然な点が存在する。つまり、⑪～⑫で渤海の種族及び王族を紹介し、大祚榮とその子武芸の名前を記した後に、いきなり⑬の貞元八（七九二）年まで記事がないのである。旧新『唐書』・『冊府元龜』等から、この間にも多くの渤海からの遣使があることが知られるので、明らかに記事が飛んでいる。

この飛躍の解釈としてまず考へ得るのは、次のことである。その記事の年代から、⑩～⑫は蘇冕『会要』の記事、⑬は崔鉉ら『統会要』の記事と見なせる。とすれば、『会要』の〈渤海〉は渤海の概略しか記さず、

一方徳宗から宣宗までの記事で構成されている『統会要』は、〈渤海〉についてもその時期のことしか記していないかったため、王溥『唐会要』の編纂時にこの二つをつなげた結果、このような飛躍となつたという解釈である。この解釈は一見成立しそうだが、『会要』が〈渤海〉の項目を立てたという点に根本的な疑問が存在する。つまり、蘇冕『会要』が⑩⑪のわずかな概略記事だけで一項目を立てるか、という疑問である。

そこで、『唐会要』卷九五以降の諸外国・諸種族に関する項目を点検してみると、ほとんどがその国・種族の概略記事と朝貢等の繫年記事とがセットくなっている。例外は、通行本で見ると、概略記事のみで構成されている卷九八の〈拔野古國〉と卷一〇〇の〈金利毗迦國〉〈多蔑國〉、及び一・二条の朝貢記事しかない卷一〇〇の〈多福國〉²⁷⁾〈占卑國〉だが、概略記事だけの項目はその四至や経路などがかなり詳細に記されている。²⁸⁾もし、種族系統と二代の王名というわずかな概略記事だけで構成される〈渤海〉が一項目として立っていたとすれば、それは例外中の例外ということになる。また、繫年記事のある諸外国・諸種族の項目を見ると、大中六（八五二）年に初めて唐に朝貢した占卑國以外は全て徳宗以前の繫年記事が存在しており、これらは蘇冕『会要』当時に立てられたものと推測される。概略記事のみの項目のうち、金利毗迦國以外は他史料から徳宗以前に唐側に知られていたことが確認でき、これらも蘇冕『会要』当時に立てられたと推測される。つまり、『統会要』『唐会要』は、『会要』成立後に新たに知られた占卑國を除き、原則として諸外国・諸種族について項目を追加せず、『会要』に挙げられた項目に記事を追加しただけなのである。〈渤海〉も項目として立つていたとしたら『会

要』当時からとみるべきであろう。

この事実を念頭に、抄本系の文章構成を詳細に見てみると、まず初めに靺鞨全体の概略記事があり、ついでその中の黒水靺鞨と渤海靺鞨の概略記事が続いている。ついで繫年記事が登場し、まず黒水靺鞨の初朝貢・黒水州設置があり、ついで突地稽・李謹行父子の記事が、その後で高句麗滅亡後の白山部などの隋以来の諸靺鞨の情勢記事が続く。次に開元二年以降の黒水靺鞨を唐の羈縻州・軍にする記事があり、その後で、「舊說」で黒水以北の靺鞨の記事が登場し、「今」で黒水靺鞨の四至や朝貢品が述べられる。ついで「初」で時間関係を前に戻し、太宗が靺鞨の来朝を受けて語った対外政策の話が入れられ、その後に諸靺鞨の天宝末以降のある時点での情勢が述べられている。さらにその後で、貞元八年以降の渤海や靺鞨の来朝記事が繫年順に載せられている。

この文章構成は、大きく三つに分けることができる。はじめが概略記事、次が黒水靺鞨の初朝貢に始まる繫年記事及びいくつかの時点での諸情勢記事、そして最後が貞元八年以降の整然とした繫年記事である。²⁹⁾⑩⑪のつながりは不自然ではなく、それなりのまとまりとして理解できるのである。また、留意すべきは最後のまとまりである。これは⑬そのものだが、通行本では〈渤海〉の項目に入っているにもかかわらず、渤海の来朝記事だけでなく、貞元一年の靺鞨都督授官記事、元和十年二月の黒水靺鞨朝貢記事があるのである。もし、『統会要』が記事を追加したときに〈靺鞨〉〈渤海〉が別の項として立てられていたのなら、これらは当然〈靺鞨〉の項の方に追加されなければならなかつたはずである。

このように見えてくると、蘇冕『会要』当時から『渤海』の項は立てられておらず、その内容は『靺鞨』の項に含まれており、それが王溥『唐会要』に引き継がれたと考えるべきであろう。つまり、項目立ては抄本系に従うのが妥当ということである。通行本が『靺鞨』『渤海』と二項目に分けるのは、殿版の底本と見なされた宋刻本にそのようになつたからと考えられるが、第二章で述べたようにこの宋刻本は節本であり、節本作成時点では原本に大きく手が入っている。この時に『旧唐書』の靺鞨伝・渤海靺鞨伝もしくは『新唐書』の黒水靺鞨伝・渤海伝という分類に影響されて二項目への分離が行われたと見なすのが、現時点での最も妥当な推測であろう。⁽³⁰⁾

項目立てが抄本に依るべきだとすれば、当然記事の配列も抄本系に従うことになる。しかし、こうした場合に一点疑問が残るのが⑥の位置である。『唐会要』の各項目は、原則として繫年記事を年次順に配列しているからである。とはいっても、年次順配列からはずれるものが皆無というわけではない。例えば、卷一〇〇の『雜錄』では、西蕃諸国に与えられる割符である銅魚についての故事の後に、その再発給を上奏する開元一六（七二八）年条があり、その後にこれとは無関係の諸外国人が中国で娶った女性を国に連れて帰ることを禁止した貞觀二（六二八）年の勅が来ている。また卷九八の『党項羌』では、貞觀五（六三二）年の内附した党項羌に州を置く詔の後に、諸党項についての説明記事が続き、その中の雪山党項は「貞觀初亦常朝貢」とある。つまり、あるまとまつた一連の記事の場合には、繫年があつても時間順が逆になることもあるのである。とすれば、⑥は③以降の繫年記事と一連のものではなく、その前

の概略記事につながるものとして考えてみる必要がある。

しかし、⑥が②の黒水靺鞨の記事に続き、⑩の渤海靺鞨の前にあるといふのならば問題はないが、抄本系では⑫の渤海靺鞨の記事の後にある。内容は、⑪の渤海靺鞨が先天中に冊封された記事と対をなすように思われるが、そうであつたとしても黒水靺鞨の記事に続かなければつながらない。⑥の位置がこのまままで概略記事につながるという解釈は成立し難い。とすれば、考得ることは一つある。一つは⑥を通行本の位置において解釈するという方法であり、もう一つは⑥は本来②の後にあつたのではないかという推測である。

前者は、一見すると文意がつながっているように思える。しかし、『旧唐書』卷一九九下・靺鞨伝では、抄本系同様に李謹行が没して乾陵に陪葬された記事の後に、⑦冒頭とほぼ同文の
自後或有酋長自來、或遣使來朝貢、每歲不絕。

がある。また、諸史料を見る限り、貞觀一四（六四〇）年に黒水靺鞨が朝貢した後、黒水靺鞨が開元一〇（七二二）年まで唐への朝貢を行つたという記事はない。⁽³¹⁾ とすれば、⑦冒頭の酋長や遣使の来朝が毎年絶えなかつたという記事は、常州の近くに移住して燕州という羈縻州となつた李謹行らの靺鞨集団のことをいつていると解すべきであろう。

ただし、黒水州の設置は開元一四（七二六）年なので、⑥の「貞觀」は「開元」の伝写過程における誤写だという解釈も考えられないわけではない。しかし、これでは先述したように繫年記事は年次順という『唐会要』の原則にはずれ、また開元一四年以後に黒水靺鞨の酋長が来朝した形跡もなく、やはり⑦の冒頭とは事実関係の上で合わない。さらに、

前章で触れた『玉海』卷一五三・朝貢・外夷來朝内附の唐靺鞨入朝の項は、『資治通鑑』卷二二三・開元一四年・是歲条の黒水靺鞨遣使・黒水州設置記事を記したうえで、

會要、貞觀十四年。

という註を載せている。つまり、南宋末の『玉海』編者が見た『唐会要』は⑥を「貞觀」としていたのであって、その後の伝写過程の誤写とは見なし難いのである。このように見てみると、⑥を通行本の位置に置くという考え方は採れないと思われる。

では、⑥は本来は②の後にあつたという考えはどうであろうか。先に⑥と⑪は対応関係にあるのではないかと述べたが、もしそうだとすれば⑥は註記記事といふことになる。また、註記記事が本文になるなどの混乱が伝写過程で生じたこと、そして④⑪が註記故に伝写過程で脱落した可能性があることも先述した。とすれば、註記故の伝写過程における混乱と見なすことは、決して不可解なことではない。直接的な証拠には欠けるものの、現時点ではこのようにここを解釈し、⑥を②の註文として②の後に入れるのが最も妥当と思われる。

なお、現在する『唐会要』の註記を見ていくと、ある繫年記事の事情説明やその事件の原因・経過・その後の結果などを記すケースが多く、時間関係が繫年記事の前に戻ることも少なくない。⁽³³⁾ とすれば、先述の〈党項羌〉のような繫年記事の説明で記事の時間順が逆になつてゐるよなケースは、現在は本文となつていても、本来は註記であつた可能性があるようと思われる。その意味でいふと、⑧の「初」で始まる太宗の記事は本来註記であつた可能が十分にある。註記として解釈すれば、そ

の前の「今」で始まる黒水靺鞨の四至や朝貢品の記事と、その後の「其拂涅・鐵利等諸部落」とは文章として連続する。また、「新唐書」卷二十九・黒水靺鞨伝の最後に記された諸靺鞨の状況記事の書き方とも符合する。「唐会要」の註記自体に対する検討が未だ十分ではないので不安は残るもの、ここはあえて註記という解釈をしたい。

以上より、『唐会要』卷九六〈靺鞨〉の本来の記事配列は、①②⑥⑩⑪⑫⑬④⑤⑦⑧⑯⑰ということになる。

次に、通行本と抄本系の文字の異同について検討したい。第三章掲載の通行本・抄本系本文に付された記号の順に、一つ一つ検討していく。なお、通行本・抄本系どちらの文字でも構わないような場合は、記事配列などを抄本系に従つたこともあり、抄本系の方を採用する。

A 通行本「鞨」／抄本系「羯」「鞨」

抄本系の【異同】^aで検討したように、抄本系の表記は本来「羯」に統一されていたものと思われる。この表記法は抄本系の『唐会要』だけに見られるものではない。つまり、現在通行している唐代諸史料の多くは「靺鞨」とするが、宋本『冊府元龜』はこれを「靺鞨」に作つてゐる。また、開元二（七一四）年五月一八日の日付を持つ、渤海冊封使崔訥が建てた「鴻臚井の碑」も、その拓本を見る限り「靺鞨」に作つてゐる。⁽³⁴⁾ 従つて、唐宋代の表記法として「靺鞨」を「靺鞨」とする表記法があつたものと推測され、ここでは抄本系に従つて「靺鞨」を取る。

B 通行本「勁」／抄本系「徑」

『旧唐書』卷一九九下・靺鞨伝はこの部分を「尤稱勁健」に作つ

ており、文意から見ても通行本の「勁」の方がよい。

C通行本「威」／抄本系「憾」

「憂戚」「憂憾」どちらでも意味は同じ。」では抄本系の「憂憾」を取つておく。

D通行本「二」／抄本系「三」

突地稽の遣使朝貢は、『冊府元龜』卷九七〇・外臣部・朝貢三によれば、武徳二年一〇月である。従つて、抄本系の「三年」は伝写過程での「二年」の誤写と考えられる。

E通行本「貞」／抄本系「正」

この問題は、抄本系の【異同】eで検討したように、仁宗の諱である楨の兼諱「貞」を抄本系の原本である南宋高宗期抄本が避けて「正」に改めたというものなので、王溥が編纂した当時の原本は「貞」だったのである。従つて、「こは「貞」を取る。

F通行本「陪」／抄本系「部」

これも抄本系の【異同】iで検討したように、「陪」が妥当である。

G通行本「酋長」／抄本系「有酋長」

先に『旧唐書』卷一九九下・靺鞨伝の李謹行が没して乾陵に陪葬された後の記事を掲げたが、これには「自後或有酋長自來」とあり、「有」の字が存在する。文意上は「有」があつてもなくとも差はないが、ここでは『旧唐書』の表現と合致する抄本系の方を取つておく。

H通行本「部」／抄本系「郡」

これは文意上は「部」の方が妥当である。『旧唐書』卷一九九下・靺鞨伝も「部衆多入中國」に作る。抄本系の「郡」は伝写過程での「部」の誤写と考えられる。

I通行本「分十六部落、以」／抄本系「分為十六部落、又以」

『旧唐書』卷一九九下・靺鞨伝は「分為十六部、部又以南北為稱」に作る。文意上は「為」「又」があつてもなくとも差はないが、ここでは『旧唐書』の表現と合致する抄本系の方を取つておく。

J通行本「稱」／抄本系「柵」

意味は全く異なるが、どちらの文字でも文意は通る。他の史料との関係でいうと、『新唐書』卷二一九・黒水靺鞨伝は「以南北稱」に作り、中華書局標点本『旧唐書』卷一九九下・靺鞨伝も「部又以南北為稱」に作る。しかし、中華書局標点本『旧唐書』はここに次のように校勘記を付す。

「稱」字各本原作「柵」、據唐會要卷九六・合鈔卷一五九下北狄傳改。

すると、現存する『旧唐書』諸本は「柵」だったということになる。このように見てくると、「柵」の方が有力にも思えるが、『新唐書』卷四三下・地理志七に載せる賈耽の『道里記』の「營州入安東道」は、渤海の王城（上京龍泉府のこと）を過ぎて北に行く道について次のように記す。

其北經德理鎮、至南黑水靺鞨。

これにより、南黒水靺鞨という集団が存在したことは確かである。

また、Iで見たように「又」という文字を入れると、前の文章との関連性がより強い「稱」の方が妥当に思われる。さらに、「稱」は画数が多く、くずすと「柵」と誤認される可能性が十分存在するが、逆はむずかしいようと思われる。従つてここは「稱」を取る。

K通行本「十年」／抄本系「十三年」

この年次についてはかつて論争が存在したが、筆者がかつて薛泰の奏請が開元一三年でなければならないことを考証したことで決着を見ている。⁽³⁵⁾ 従つて、細かな考証は省略し、抄本系の「十三年」を取る。

L通行本「泰」／抄本系「奏」

これは抄本系の【異同】mで検討したように、「泰」が妥当である。

M通行本「于」／抄本系「於」

どちらであつても差はないので、ここでは抄本系の「於」を取つておく。

N通行本「顯德」／抄本系「德里」

渤海の中京顯德府は、海蘭河流域にある吉林省和龍県の西古城であることがほぼ確定的なので、顯德府が黒水靺鞨と接するというのは明らかにおかしい。Iで引用した『新唐書』卷四三下・地理志七所載の賈耽『道里記』の記事に黒水靺鞨との境に「德理鎮」があることが記されており、これと「德里府」は同一のものと考えられる。従つて、ここは抄本系に依るのが妥当である。

O通行本「上」／抄本系「太宗」

どちらであつても文意上は問題がない。通行本・抄本系ともに「上」と皇帝の廟号とが併用されており、現在のところその使い分けに関するルールは確定できない。ここでは抄本系の「太宗」を取つておく。

P通行本「服」／抄本系「朕」

抄本系の【異同】sで検討したように、抄本系の「朕」では文意がうまく通じない。通行本の「服」ならば文意が十分通じるので、「朕」は「服」の伝写過程における誤写と考え、ここでは通行本の「服」を取る。

Q通行本「失」／抄本系「設」

抄本系の【異同】uで検討したように、「失策」「設策」のいづれでも文意は通じる。ここでは抄本系の「設」を取つておく。

R通行本「長短」／抄本系「短長」

どちらであつても文意上は問題がない。ここでは抄本系の「短長」を取つておく。

S通行本「營」／抄本系「常」

これは抄本系の【異同】vで検討したように、「營」は「常」を明の光宗の諱を避けて書き改めた結果と判断し、「常」を取る。宋本を底本と位置づけて清代に成立した通行本にこの避諱があるのは、四庫本との対校の結果か、明末以降「營」と「常」が一般的に通用するようになつたために何気なく書き換えられたのか、のいづれかである。

T通行本「營」／抄本系「管」

これは抄本系の【異同】dで検討したように、「營」が妥当である。

U通行本「允爲右衛將軍同正、其下」／抄本系「朝京師」

抄本系の【異同】wで『旧唐書』卷一九九下・渤海靺鞨伝と『冊府元龜』卷九七六・外臣部・褒異三の記事を示して論じたように、この渤海王子が「大清允」であることは間違いない、その授官も右衛將軍同正である。文意的にも、下の「拜官三十餘人」とのつながりは通行本の方がよいが、抄本系の「朝京師」がこの文章の中に挿入されていても不都合はない。そこで、ここでは通行本と抄本系を合わせて、「允朝京師、爲右衛將軍同正、其下」とすることとした。

V通行本「放」／抄本系「改」

これは抄本系の【異同】xで検討したように、「放」が妥当である。

W通行本「郡」／抄本系「國」
これは通行本の【異同】aで検討したように、「國」が妥当である。

X通行本「歷」／抄本系「曆」

これは通行本の【異同】b、抄本系の【異同】アで見たように、どちらの系統のテキストにも「歷」と「曆」の異同がある。唐代の年号としては「大曆」が正式なので、ここは「曆」を取る。

Y通行本「元」／抄本系「四」

大元璫が冊封を受けたのは、『冊府元龜』卷九六五・外臣部・封冊三及び『資治通鑑』卷二三七によれば、元和四年正月である。

『旧唐書』卷一九九下・渤海靺鞨伝も元和四年としており、抄本系の「四」が妥当である。

Z通行本「元」／抄本系「兀」

これは抄本系の【異同】ウで検討したように、「元」が妥当である。

以上の考察をもとに、『唐会要』卷九六〈靺鞨〉を復元して次に示す。記事のまとまりごとの丸数字や区切りの斜線は、先に掲げた通行本・抄本系との比較のためにここでも入れておく。また、今までの考察で註と推定されたものは、△で示した。なお、字体は原則として通行本に従つた。

①靺鞨

②靺鞨者、蓋肅慎之地也。後魏謂之勿吉、凡有數十部落、各有酋長、而黑水靺鞨最處北方、尤稱勁捷、性兇悍、無憂憚、無文字。其畜宜猪、食其肉而衣其皮。⑥《貞觀十四年、黑水靺鞨遣使朝貢、以其地爲黑水州。》／⑩渤海靺鞨、本高麗別種。後徙居營州。其王姓大氏、名祚榮。⑪《先天中、封渤海郡王。》／⑫子武藝。
③武德二年、其部酋長突厥遣使朝貢、以其部置燕州、④《初、突厥朝煬帝於江都、屬化及之亂、間行歸柳城、至是通使。》／⑤拜突厥爲總管。貞觀初、高開道引突厥來攻幽州、突厥力戰有功、拜左衛將軍、賜姓李氏、封耆國公。尋卒。子謹行武力絕人、麟德中、累遷營州都督、右領軍大將軍、爲積石道經略大使。上元三年、大破

吐蕃衆數萬於青海之上、降靈書勞、仍賜燕國公。永淳元年、卒。贈幽州都督、陪葬乾陵。／⑦自後或有酋長自來、或遣使朝貢、每歲不絕。其白山部素附於高麗、因收平壤後、部衆多入於中國。泊咄・安居骨・室等部、亦因高麗破後、奔散微弱、今無聞焉。縱有遣人、並爲渤海編戶。唯黑水部全盛、分爲十六部落、又以南北爲稱。

⑧開元十三年、安東都護薛泰、請於黑水靺鞨內置黑水軍、續更以最大

部落爲黑水府、仍以其首領爲都督、諸部刺史隸屬焉、中國置長史、就其部落監領之。十六年、其都督賜姓李氏、賜名獻誠、授獻誠雲麾將軍、兼黑水經略使、仍以幽州都督爲其押使、自此朝貢不絕。舊說黑水西北有思慕靺鞨、正北微東十日程、有郡利靺鞨、東北十日程、有窟說靺鞨、亦謂之屈說、東南十日程、有莫曳皆靺鞨、今黑水靺鞨界、南與渤海國德里府、北至小海、東至大海、西至室韋、南北約二千里、東西約一千里、其國少馬、國人能步戰、土多貂鼠・皮尾骨咄角・白兔・白鷹等。《初、太宗謂侍臣曰、靺鞨遠來、蓋突厥服之所致也。昔周宣之時、獵狁孔熾、出兵驅逐、比之蚊蚋、議者以爲中策。漢武帝北事匈奴、中國虛竭、議者以爲下策。秦始皇北築長城、人神怨憤、議者以爲無策。然則自古以來、其無上策乎。朕承隋之弊、而四夷歸伏、無爲而治、得非上策乎。禮部侍郎李百藥進曰、陛下以武功定四海、以文德綏萬物、至道所感、格於天地、斯蓋二儀降福、以祚聖人、豈與周漢設策、較其短長哉。太宗大悅。》其拂涅・鐵利等

諸部落、自國初至天寶末、亦常朝貢、或隨渤海使而來。唯郡利・莫曳皆三兩部未至、及渤海浸強、黑水亦爲其所屬。

⑬貞元八年閏十二月、渤海押靺鞨使楊吉福等三十五人來朝貢。十年二

月、以來朝渤海王子大清允朝京師、爲右衛將軍同正、其下拜官三十餘人。十一年十二月、以靺鞨都督密阿古等二十二人、並拜中郎將、放還蕃。至十四年三月、加渤海郡王・兼驍衛大將軍、忽汗州都督大嵩璘爲銀青光祿大夫・檢校司空、冊爲渤海國王、依前忽汗州都督。初、嵩璘父欽茂、以開元二十六年襲其父武藝忽汗州都督・渤海郡王。左金吾大將軍。天寶中、累加特進・太子詹事。寶應元年、進封欽茂爲渤海國王。大曆中、又累拜司空・太尉。及嵩璘嗣位、但受其郡王・將軍。嵩璘遣使敘理、故加冊命焉。至元和四年、以渤海國王大嵩璘男元瑜爲銀青光祿大夫・檢校秘書監・忽汗州都督、依前渤海國王。七年十二月、遣使朝貢。八年又遣使朝貢。十年二月、黑水酋長十一人朝貢、十一年三月、渤海靺鞨遣使朝貢、賜其使二十人官告。

五、おわりに

本稿の目的とした『唐会要』卷九六〈靺鞨〉・〈渤海〉の原形復元は、前章の最後に示したとおりである。最後に、この復元から見えてくる二つの問題に言及して、本稿を終わりたい。

まず第一に言及したいのは、〈靺鞨〉の各記事がどの時点の記事かという問題である。前章の項目立ての論証で論じたように、⑬の前までは蘇冕『会要』の記事、⑬は崔鉉『統會要』の記事である。注目すべきは、『会要』の最後の記事となる

其拂涅・鐵利等諸部落、自國初至天寶末、亦常朝貢、或隨渤海使而來。唯郡利・莫曳皆三兩部未至、及渤海浸強、黑水亦爲其所屬。

である。これは遅くとも『会要』が成立した貞元一九（八〇三）年以前、

つまり八世紀末頃の状況を述べる記事なのである。

従来、黒水靺鞨の渤海への服属は、八一八年に即位した渤海の第一〇代宣王大仁秀の時代と見られてきた。⁽³⁶⁾確かに、「新唐書」卷二一九・渤海伝には「仁秀頗能討伐海北諸部、開大境宇」とあり、また『新唐書』卷二一九・黒水靺鞨伝や『冊府元龜』からも大曆・貞元・元和年間の黒水靺鞨の唐への朝貢が確認でき、この九世紀初頭まで渤海の支配下に入らずに自立していたように理解できる。しかし、(13)の貞元八(七九二)年閏一二月の記事には「渤海押靺鞨使楊吉福」なる人物が登場する。これに対応する記事が『冊府元龜』卷九七二・外臣部・朝貢五・貞元八年閏一二月条の「牂牁・靺鞨皆遣使朝貢」で、「冊府元龜」のこの時期の記事には渤海は「渤海」の名称で記録されているため、この「靺鞨」は黒水靺鞨のことと思われる。つまり、この時黒水靺鞨は渤海に押送されて唐に朝貢したということになるのである。八世紀末の黒水靺鞨は、渤海の領域下には入っていなかつたものの、その事実上の支配下に入つていたものと理解してまず間違いなかろう。⁽³⁸⁾これと大仁秀代の境域拡大とを整合的に解釈するとすれば、七九三年の第三代文王大欽茂の死後に渤海では王位継承の争いがあつたと見られるので、この時点で一旦黒水靺鞨がその支配下から離脱し、これを大仁秀が再度討伐して服属させたということにならう。

もう一つ、記事の時期の問題で気を付けておきたいのは、(7)の

其白山部素附於高麗、因收平壤後、部衆多入於中國。泊毗・安居骨・室等部、亦因高麗破後、奔散微弱、今無聞焉。縱有遺人、並為渤海編戶。唯黑水部全盛、分爲十六部落、又以南北爲稱。

である。これには黒水靺鞨が渤海の支配下に入っていないとあるので、今見た八世紀末の靺鞨の状況の記事と矛盾する。この記事には「收平壤後」の一節があり、また開元一三年条の前に位置するので、渤海が急速な成長過程をたどつていた八世紀前半の開元年間(七一三～四一)頃の記事、それも黒水靺鞨が朝貢するようになる開元一〇年以降の記事と見るのがよからう。注意すべきは、これに「今」とあることである。『唐会要』のその他の項目にもこのような表現がしばしば見られ、「唐会要」そしてそのもととなつた『会要』は、さらにそのもととなつた史料の表現を、編纂時点の認識によつて改変することなく、そのままに掲載しているのではないかと思われるのである。渤海靺鞨の概略記事で、国王名大祚榮に統けて「子武藝」とあるのも、この概略記事の原史料がおそらく渤海の最初の朝貢もしくは冊封に関わる史料で、その表現をそのまま引用した結果と考えられるのである。⁽³⁹⁾

第二に言及したいのは、唐の渤海認識である。前章で論じたように『会要』は「渤海」という項目を立てず、渤海の記事を「靺鞨」の項目の中に入れた。ということは、九世紀冒頭の時期において、唐側に渤海を靺鞨の一種とする理解が依然存在していたことを意味する。唐は、渤海の建国当初には「渤海靺鞨」と呼んでいたが、開元年間の末期頃から「靺鞨」の呼称を削り、「渤海」とのみ表現するようになった。このことは本論で示した「唐会要」の記事からも確認でき、最初の朝貢もしくは冊封当初の記事と見られる概略記事では「渤海靺鞨」だが、開元一〇年以降のことを記すと思われる(7)からは「渤海」となつてゐる。しかし、それでも「靺鞨」の一種なのである。

唐側がこのように理解したのは、唐側の一方的な民族観というより、渤海側の民族継承関係についての自己主張が関係しているように思われる。先に筆者が明らかにしたように、渤海は建国当初には高句麗継承意識を前面に立てていたが、北方への領域拡大の過程で、七五〇年代前後を境に肅慎継承意識を軸にする「北方東夷」諸族統合意識に変化した。⁽⁴⁾これが『唐会要』にも現れており、最初の朝貢もしくは冊封当初の史料を原史料とする概略記事には「高麗別種」とあるが、その後高句麗との関係を示す記事はなくなり、靺鞨の情勢の中で渤海が登場するようになるのである。ただし、渤海を靺鞨の一部と見る認識が、『統会要』や王溥『唐会要』まで続いているとはいえない。なぜなら、前章でも論じたように、これらの項目立ては蘇冕『会要』の項目立てを継承しただけだからである。

以上で、『唐会要』卷九六〈靺鞨〉〈渤海〉の記事をめぐって、いくつかの課題は残しつつも、筆者が論じたいことは一応論じ尽くした。残した課題として特に大きいのは、『唐会要』の原形復元を行つてみてわかった『唐会要』の註記をめぐる問題である。これについては、さらに別の項目の復元作業を行う中で論じ直すことをお約束し、ここに筆を擱くこととする。

(5) 筆者は、「王溥『唐会要』復元のための基礎的研究」で、平成九〇—一年度の科学技術研究費補助金基盤研究(C)(2)の交付を受けた。本研究もその一環である。

(6) 摘稿「『唐会要』の流傳に関する一考察」(『東洋史研究』五七一)、一九九八

(7) 武英殿叢書には、内聚珍と呼ばれる武英殿刊行の木活字本と、外聚珍と呼ばれる、後に江蘇・浙江・福建・廣東等の各省で刊刻された木版本とがある。

右皇朝王溥撰。初、唐蘇冕敍高祖至德宗九朝沿革損益之制、大中七年詔崔鉉等、撰次德宗以來事至宣宗大中七年、以續冕書。溥又採宣宗以後事、共成百卷、建隆二年正月奏御、文簡事備、太祖覽而嘉之、詔藏於史閣、賜物有差。

とある。「至宣宗大中七年」は袁州本では「至宣宗大中六年」に作つており、通常は袁州本に従う。また、王溥『唐会要』の奏上については、「統資治通鑑長編」卷二・建隆二年正月甲子条を、蘇冕『会要』及び崔鉉らの「統会要」の卷数・著者等については、『新唐書』卷五九・芸文志三・類書類を、蘇冕『会要』の成立年次については『唐会要』卷三六・修撰を参照のこと。

(2) 鄭明「『唐会要』初探」(中国唐史学会論文集)三秦出版社、一九八九

(3) 摘稿「『唐会要』の諸テキストについて」(『東方学』七八、一九八九)

(4) 摘稿「抄本系『唐会要』卷九十六靺鞨について」(『中国における歴史認識と歴史意識の展開についての総合的研究』、平成四・五年度科学技術研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書、研究代表者・安田二郎、一九九四)。なお、転載した抄本系『唐会要』の「靺鞨」の項目は、東京・静嘉堂文庫所蔵の清康熙抄本のものである。

註

- (1) 南宋初の晁公武『郡齋讀書誌』第一四卷・類書類(卷数は衢州本を底本に王先謙の後補等を加えた光緒一〇(一八八七)年長沙王氏刊本による)の唐会要の条には、

- (8) 四庫全書は筆写によつて七セット作られたが、現在台湾・中国で影印刊行されている四庫全書は、もとは北京の紫禁城内にあつて、現在は台北の故宮博物院に収蔵されている文淵閣本である。筆者が実見したもの当然この影印された文淵閣本である。
- (9) 貝塚茂樹・平岡武夫「唐代史料の集成について」(『学術月報』七一六、一九五四)、平岡武夫編『唐代の行政地理』(京都大学人文科学研究所、一九五五)。
- (10) 平岡氏は静嘉堂抄本を明抄本と理解しているが、この理解は註3前掲拙稿によつて清康熙抄本に改められている。
- (11) 島田正郎「在台北・国立中央図書館蔵 鈔本・唐会要について」(『律令制の諸問題』汲古書院、一九八四)。なお、四庫本が乾隆三八(一七七三)年に浙江巡撫より上呈された汪啓淑家蔵本を底本とすることは、『四庫全書総目提要』卷八一・史部三七・政書類の一の唐会要の項に記されている。
- (12) 註3前掲拙稿
- (13) 高橋継男氏が執筆した『中国史籍解題辞典』(神田信夫・山根幸夫編、燎原書店、一九八九)の唐会要の項も、『唐会要』のテキストに対する通念理解の修正という点では重要である。現存する『唐会要』の全テキストには巻七〇が欠落しているが、殿版では原目に従つて唐代諸史料から関係記事を採録してこれを補つてある。従来はこの増補作業は四庫全書館で行われたと理解されいたが、高橋氏は、関係記事の採録を行つた作者不明の「補亡」四巻というものが既に存在しており、殿版はこれを録入したに過ぎないとされた。このことは、註3前掲拙稿でも考証を行い、事実として再確認している。この他に、『唐会要』の総項目数を修正したり、註3前掲拙稿の殿版成立過程の説を採用したりもしている。ただし、その参考文献には註3前掲拙稿は挙げられておらず、また註

3 前掲拙稿も参考文献に『中国史籍解題辞典』を挙げていないが、これは両者が同時期に印刷に付されていたため、お互いに参照の形を取れなかつたからである。それでもお互いの情報交換によつてその見解を獲得したことを明示するために、それぞれにその見解の教示者という形でお互いの名前を明記している。

- (14) 『永楽大典』に引用された『唐会要』の記事については、拙稿「『永楽大典』所引『唐会要』一覧」(『金沢大学教養部論集』人文科学編二九一、一九九一)で一覧表にして整理し、『唐会要』の通行本等との対応関係や異同の詳細も明らかにしている。『玉海』『事物紀原』など所引の『唐会要』の記事については、記事全体の整理は未だ公表していないが、その数や一部の注目すべき記事は注6前掲拙稿で紹介している。なお、上海古籍本は全文が欠落している巻七〇に該当する『玉海』所載の『唐会要』逸文を附録として巻末に掲載しているが、まだ掲載されていない逸文が残つてゐる一方、逸文ではないのに掲載されているものがあるなど、問題が多い。詳しくは註6前掲拙稿の註35参照。
- (15) 拙稿「いわゆる『小高句麗国』の存否問題」(『東洋史研究』五一一、一九九二)
- (16) 註2前掲鄭明論文
- (17) 注6前掲拙稿
- (18) 「前言」は上海図書館所蔵の諸抄本と汪啓淑家蔵本・台北A抄本とを別系統と見なしているが、それは汪啓淑家蔵本を底本とした四庫本と殿版とが同一系統のテキストだという誤解に基づく理解であつて、明らかに誤つてゐる。「前言」は出版五年前の一九八六年に書かれており、註3前掲拙稿を参照できなかつたのである。

- (19) 筆者が実見したことのある内聚珍版本として、静嘉堂文庫所蔵のものの他に

東京大学東洋文化研究所所蔵のものが2種存在する。ただし、本稿の作成に当たつて改めてこの内聚珍版本2種を確認する作業はしていない。

(20) 註3前掲拙稿参照。

(21) テキストの関係を正確に言え、叢書集成初編本・中華書局本・世界書局本は国学基本叢書本の重印本である。

(22) 筆者が使つてゐる諸書所引『唐会要』記事の史料ナンバーでいうと、「玉15
3. 25 b. 1」である。「玉」は『玉海』、「153」は巻数、「25 b」は葉数、

「1」は行数を示す。『玉海』の基準テキストは光緒九（一八八三）年浙江書局本である。ナンバーリング方法の詳細は、註14前掲拙稿参照。

(23) 註6前掲拙稿で、『玉海』所引『唐会要』記事には六パターンがあることを明らかにしたが、これはそのEパターンである。

(24) 特殊な異体字で書かれているのは「浡」＝「勃」と「芋」＝「等」であり、これは台北B抄本だけでなく、静嘉堂抄本・台北A抄本にも引き継がれてい。

註4前掲拙稿では、静嘉堂抄本の〈靺鞨〉〈渤海〉全文をこの異体字のまま掲載

しているので、参考されたい。なお、註4前掲拙稿の静嘉堂抄本の文章には2カ所の誤植がある。それは、七葉b四行目八字の「為」と同行一九字目の「佳」で、それぞれ「焉」「佳」に改めなければならない。

(25) 「貞」を「正」とする避諱については、註14前掲拙稿の注記(4)(10)でも詳しく説明しているので参照されたい。

(26) 多くの原註が伝写の過程で本文に転訛してしまったことは、註2前掲鄭明論文に指摘がある。

(27) 抄本系では、〈多福國〉は目次に項目名があるものの記事が存在せず、一方〈多蔑國〉の最後には通行本にはない「龍朔元年八月朝貢使至」という記事が

入つており、これは朝貢使の前に多福國の王名がない点以外は〈多福國〉の朝貢記事と全くの同文である。一見すると通行本が〈多蔑國〉から最後の一条を分離して項目名しかなかった〈多福國〉の項目を作つたようにも思えるが、『冊府元龜』卷九七〇・外臣部・朝貢三の龍朔元年八月条には多蔑國と多福國の両方の朝貢記事が存在しており、多福國の朝貢記事が通行本の底本と見なされる宋刻本に存在していたとしてもおかしくはない。ともかく、『唐会要』卷一〇〇では〈多蔑國〉と〈多福國〉がこの順で並んでおり、名前と記事の類似から伝写の過程で何らかの混乱が生じたことは間違いない。おそらく〈多蔑國〉にはもともと抄本系のような朝貢記事があり、〈多福國〉には〈多蔑國〉のような概略記事がついていたものと思われるが、これらについては別に詳細な検討を試みたいと思う。従つて、ここでは一応〈多蔑國〉〈多福國〉とも諸外国・諸種族の項目の例外として扱つておく。なお、多蔑國は『新唐書』卷二二二下・南蛮伝下では名蔑國と記されている。

(28) 註4前掲拙稿では例外を〈金利毗迦國〉のみとしたが、ここで訂正する。

(29) 多蔑國が龍朔元年朝貢であることは註27参照。拔野古国は『冊府元龜』卷九七〇・外臣部・朝貢三の貞觀三年九月条に朝貢してきたことが記されている「拔也右」のことと見られる。金利毗迦国だけが確認できないが、行程記事・四至記事中の国名には唐初にしか確認できない国があり、知られたのは唐初と見られる。

(30) 註4前掲拙稿では、殿版作成時に旧新『唐書』に影響されて二項目に分離したとの推定を行つたが、ここでこの見解を訂正する。

(31) 『冊府元龜』卷九七五・外臣部・褒異二・開元一〇年閏五月癸巳条、『新唐書』

(32) 黒水州の設置年次については、鳥山喜一氏らの開元一〇〇年説（『渤海史上の諸問題』風間書房、一九六八）、金毓黻氏の開元一二三年説（『渤海國志長編』華文書局、一九三四）などもある。しかし、両説の考証には問題があり、開元一四年で間違いないことは拙稿「大門芸の亡命年時について—唐渤海争に至る渤海の情勢」（『集刊東洋学』五一、一九八四）で論じてある。

(33) 例えは、卷三六・氏族の開成四年条の『統皇室永泰新譜』に付けられた註は、もとの『皇室永泰新譜』を説明するために、「以永泰初」で文章が始まり、時間が前に戻っている。

(34) 「鴻臚井の碑」については、酒寄雅志「唐碑亭」、すなわち「鴻臚井の碑」をめぐって（『朝鮮文化研究』六、一九九九）参照。ただし、酒寄氏は「靺鞨」とせず、「靺鞨」と釈読している。しかし、この論文に載せられている諸拓本はすべて「鞨」に読める。偏の崩し方で革偏が羊偏のようになることもあるが、その前にある「靺」の革偏と明らかに異なっているので、やはり革偏ではない。また、酒寄氏は「鞨」と釈読することの傍証として、「鞨」と「鞨」では音が違うことと、「靺鞨」を「靺鞨」と書く例がないことを挙げるが、後者は本論文が示すように宋本『冊府元龜』などに用例が存在するので傍証にならない。前者の音の違いは確かだが、実際に用例がある以上、両者が通用していたことは動かせない。なお、酒寄氏は右論文を「渤海と古代の日本」（校倉書房、二〇〇一）に収めるに当つて、「靺鞨」と書く例がないとする傍証は削除されている。

(35) 註32前掲拙稿参照。「渤海の首領に関する予備的考察」（『朝鮮歴史論集』上、一九七九）では開元一〇〇年黒水州設置、開元一三年府への昇格と理解していた

鈴木靖民氏は、この論文を『古代对外関係史の研究』（吉川弘文館、一九八五）に収録する際には、註32前掲拙稿によって開元一三年薛泰の奏請と修正してい

る。なお、註32前掲拙稿の段階では静嘉堂抄本を明抄本と理解していたので、前掲拙稿の註11では「静嘉堂文庫所蔵の明抄本」と記している。

(36) この理解は通説といつてよい。詳しい考証のあるものとしては、酒寄雅志「渤海国家の史的展開と国際関係」（『朝鮮史研究会論文集』一六、一九七九、のち註34前掲著書所収）が代表的である。

(37) 『新唐書』卷二十九・黒水靺鞨伝には

大曆世凡七、貞元一來、元和中再。

とある。一方、『冊府元龜』卷九七二・外臣部・朝貢五では、「黒水」と明記さ

れた遣使記事は元和一〇〇年条しかないが、「靺鞨」と記されて黒水靺鞨を指すと見られる遣使記事は、大曆二年・四年・七年・八年・九年・一〇〇年・一二二年、貞元八年、元和一一年の各条に存在する。

(38) このことについては、一九九八年一月二七～二八日に國學院大学で開かれた国際シンポジウム「渤海をめぐる古代東アジアの交流」の討論の席上で、触れたことがある。この時の発言は、「討論「渤海をめぐる古代東アジアの交流」（『アジア遊学』六、勉誠出版、一九九九）の一四七～八頁に掲載されているが、手元に史料がないまま発言したために若干の間違いが存在する。

(39) 『唐会要』の諸外国・諸民族の項目の概略記事には、最初に朝貢してきたときの王名の記載がしばしば見られる。卷一〇〇からそのような項目を挙げると、『大食國』（金利毗迦國）・『多摩菴國』（哥羅金分國）・『多蔑國』（耽羅國）・『驃國』となる。この中で王子の名前を挙げるところはないが、『多摩菴國』は先祖の名前を、『驃國』は大臣の名前を挙げる。

(40) 拙稿「後期新羅・渤海の統合意識と境域観」（『朝鮮史研究会論文集』三六、一九九八）

Items in the 唐会要 Concerning Malgal and Bohai

FURUHATA Tohru

Items in the 唐会要 (completed in AD 961) referring to Malgal 靤鞨 and Bohai 渤海 differ depending on the edition. That is to say, in the standard edition of the work, there are two such items, while in the excerpted versions, there are no items referring specifically to Bohai either in the table of contents or in the main text, because the subject is contained in the items on Malgal. In addition, the items in question appear in different orders in the two types of edition.

As a result of examining in detail the textual similarities and differences between the two types of edition, the author made the following discoveries:

- 1) The items contained only in the standard edition are those that appeared in the original manuscript of 唐会要, but they were originally part of the annotations, not the main text.
- 2) It is already known that the 唐会要 included the items contained in 蘇冕's 要会 (AD 803) and the 続要会 (AD 853), but in the case of Malgal and Bohai, items concerning Bohai from the eighth year of 貞元 are from the 続要会, while the others are from 蘇冕's 要会.
- 3) The items on Bohai taken from 蘇冕's 要会 amount to only scanty overviews of clan genealogy and the names of chieftains; and a comparison with the items on foreign lands and clans in the 唐会要 reveals that no articles about Bohai at the time were written in 蘇冕's 要会.
- 4) Thus, assuming that the 続要会 and 唐会要 copied 蘇冕's 要会 information on foreign lands and clans as is, it follows that there were no specific items on Bohai in the original manuscript of the 唐会要, rather the information was included in the items dealing with Malgal.
- 5) It can be hypothesized that the classification of items in the standard edition of the 唐会要, including the Song period printed version, was influenced by the method used in old and new versions of the 唐書.

On the basis of the above findings, the author reconstructed the items on Malgal in the 唐会要, and as a result shows that 黒水 Malgal was at one time a possession of Bohai towards the end of the eighth century and that up through the early ninth century, the Tang Dynasty was under the impression that Bohai and Malgal were the same entity.